

令和3年度 事業計画 (新潟支部)

分野	具体的施策等	上期結果
1. 基盤的保険者機能関係	<p>(1) 健全な財政運営</p> <p>○中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>○今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</p> <p>(2) サービス水準の向上</p> <p>○サービス向上のため、業務処理の効率化による給付金の迅速な審査・決定及びお客様の意見を踏まえたサービスの向上を推進する。</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付支給申請の受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・「お客様満足度調査」の結果及び「お客様の声」を基に改善を図り、CS向上を目指す。 ・申請書類の郵送化を促進するため、各種広報や研修会等において周知を図る。 <p>■ K P I : ①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする</p>	<p>(1) 健全な財政運営</p> <p>○上期では7月に支部評議会開催。令和2年度決算における新型コロナウイルス感染症等の影響について説明を行った。また、10月以降の評議会では保険料率に関する議論を行う際は丁寧な説明を行う。</p> <p>○広報誌により協会決算や今後の見通しに関する広報を実施。併せて加入者や事業主に保険事業の推進・医療費適正化の行動を促した。</p> <p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日報や担当職員とのミーティングを行うことにより、処理進捗を的確に把握し、業務量の平準化を図ることでサービススタンダード対象の給付金について迅速な支給を行った。 ・苦情が発生した際は、その後の朝礼等の際に、苦情の原因、対応の問題点や電話対応時の注意すべき点の周知を行った。令和2年度のお客様満足度調査結果を踏まえ、支部の課題を把握しサービス向上に向けた取組みを実施した。 ・申請書の郵送化の促進については、電話対応時やホームページを活用するなど機会を捉えて周知した。 <p>■ K P I : ①100% (R3.9末) 【前年度実績：100%】 ②93.2% (R3.9末) 【前年度実績：92.6%】</p>

分野	具体的施策等	上期結果
1. 基盤的保険者機能関係	<p>(3) 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>○加入者の医療機関窓口負担軽減のため、オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、限度額適用認定証の利用を促進する。</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関に申請書を配置するなど利用促進を図る。 <p>■ K P I : 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合を87.0%とする</p> <p>(4) 現金給付の適正化の推進</p> <p>①保険給付の適正化のため、不正が疑われる申請について重点的に審査を行う。</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について特に重点的に審査を行う。具体的には、資格取得日から資格取得処理日まで相当期間経過し、その間に申請期間を含むものを特に留意し重点的に審査を行う。 ・会社役員の報酬減額による現金給付の請求について特に重点的に審査を行う。 ・疑義があるものは毎月の「保険給付適正化プロジェクト会議」に諮り、調査が必要と判断した場合は立入検査を 	<p>(3) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者に対し、広報誌「けんぽ通信、社会保険にいがた」、ホームページにより広報を行った。 ・事務講習会や各種研修会で、限度額適用認定証についての説明を行い、利用を促した。 ・オンライン資格確認は10月20日より本格運用が開始されたばかりであり、対応医療機関も限られていることから、引き続き限度額適用認定証の利用促進を進めていく。 ・下期は、支部の今年度重点広報事業で、新聞広告やホームページ、リーフレット等により制度周知を進めていく。 <p>■ K P I : 実績 : 86.0% (R3.9 末) 【前年度実績 : 85.2%】</p> <p>(4) 現金給付の適正化の推進</p> <p>①毎月開催する「保険給付プロジェクト会議」において、特に不正受給が疑われる案件（①資格取得直後、②事業主・役員、③高報酬）について協議を行い、支給の適否を判断した。なお、不正が疑われるなどの立入検査を必要とする事案はなかった。</p>

分野	具体的施策等	上期結果
1. 基盤的保険者機能関係	<p>実施する。</p> <p>②傷病手当金と障害年金等の併給調整について、手順書に基づき迅速・確実に実施する。</p> <p>(5) 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>①内容点検については、レセプト点検効果額向上を目的とした行動計画に基づき、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検により、査定率向上に取り組む。</p> <p>②資格点検を手順書および毎月のスケジュールに基づきシステムを活用して効率的・効果的に実施する。また、医療機関照会を遅滞なく実施する。</p> <p>③外傷点検を手順書および毎月のスケジュールに基づきシステムを活用して効率的・効果的に実施する。また、負傷原因照会をしたうえで、第三者行為等については第三者行為届を確実に取得し求償する。</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを活用した効率的・効果的な点検を実施する。 ・内容点検担当点検員のスキルアップのための勉強会および研 	<p>②傷病手当金と障害年金等の併給調整は、手順書に基づき遅滞することなく確実に処理を行った。</p> <p>(5) 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>①レセプト点検の効果向上に向け、行動計画に基づき、査定率向上に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を行った。 ・点検員のスキルアップを図るため、毎月の勉強会や再審査結果の検討会にて、情報共有を行った。また、健康保険組合連合会が実施する研修会に参加した。 ・支払基金との会議を毎月実施し、疑義案件について協議を行い、改善に努めた。 <p>②事務処理手順書に基づき効率的・効果的な点検を行い、医療機関照会を遅滞なく実施した。</p> <p>③事務処理手順書に基づき効率的・効果的な点検を行い、負傷原因照会および第三者行為届の取得を行い確実な求償（損害賠償請求）に努めた。</p>

分野	具体的施策等	上期結果
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p>	<p>修会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険診療報酬支払基金の一次審査および協会けんぽの再審査について支払基金との十分な連携・協議を強化する。 <p>■ K P I : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする</p> <p>②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>(6) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <p>①多部位・頻回(3部位かつ月15日以上)、2部位請求の割合が高い施術所の申請について加入者に対する文書照会を行う。また、負傷部位を意図的に変更する、いわゆる「部位ころがし」と疑われる過剰受診の申請についても文書照会を行う。</p> <p>②柔道整復施術受診における正しい知識を普及させるための広報を実施する。</p> <p>■ K P I : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p>	<p>■ K P I ① 0.179% (R3.9末) (内訳: 支払基金 0.104%、協会 0.075%) 【前年度実績: 0.176% (内訳: 支払基金 0.101%、協会 0.075%)】</p> <p>② 5,132円 (R3.9末) 【前年度実績: 4,347円】</p> <p>(6) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <p>①「3部位かつ月15日以上」、「2部位請求の割合が高い施術所」「長期継続施術」の請求を対象に、加入者に対する文書照会を行った。</p> <p>② 適正な利用の啓発を図るため、広報誌「社会保険にいがた」にて周知を行った。</p> <p>■ K P I : 0.66% (R3.9末) 【前年度実績: 0.82%】</p>

分野	具体的施策等	上期結果
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p>	<p>(7) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進</p> <p>○審査手順の標準化の推進の実施状況を踏まえ、受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</p> <p>(8) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <p>①資格を喪失した加入者の保険証について、未回収者に対する催告と事前の周知広報を実施する。</p> <p>②発生した債権については、事務処理マニュアルに基づき早期の回収を図る。</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内の保険証返納催告を確実に言い、スケジュールに基づき三次催告まで迅速に行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・就職を控えた学生等、間もなく保険証が切替わる者を対象に、説明やチラシ配布による周知を実施する。 ・資格喪失後受診による返納金債権については、国民健康保険との保険者間調整を積極的に活用し確実な回収に努める。 	<p>(7) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査手順に沿って事務処理を行い、審査事務の標準化を進めた。 ・申請書に添付された医師の再同意の確認を確実に実施し、疑義のある請求については、請求者や関係者に対する照会等を行った。その結果、不正が疑われる案件はなかった。 <p>(8) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <p>①スケジュールに基づき資格喪失から2週間以内の文書催告、被保険者回収不能届に記載されている電話番号を活用した電話催告を実施。広報誌やホームページでの広報により退職後に保険証は使えないことを周知した。</p> <p>②事務処理手順書の債権回収フローに基づき早期の回収を図った。また、高額債権については債務者宅を訪問し納付勧奨・保険者間調整の利用勧奨を行った。その他、初回通知送付前に文書送付による迅速なお知らせを行うことで早期の円滑な回収に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失後受診の返納金については、協会けんぽと国民健康保険との間で医療費の清算が可能である保険者間調整を活用することが回収率向上につながるため、返納金が発生した場合、債務者に対して行う初回通知、初回催告時、弁護士名催告時にそれぞれ保険者間調整の利用案内を送付した。また、案内送付後、高額債務者等に対しては、国民健康

分野	具体的施策等	上期結果
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに、費用対効果を考慮の上、法的手続きにより回収に繋げる。 ・ 交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り着実な回収に努める。 <p>■ K P I : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> <p>(9) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>○被扶養者資格確認対象事業所からの提出率を上げるため、未提出事業所に対する勧奨を確実に実施する。また、未送達事業所は日本年金機構との連携により確実に送達する。</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未提出の事業所に対し、文書や電話で早期の提出を促す。 <p>■ K P I : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.1%以上とする</p> <p>(10) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>○オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。</p>	<p>保険の加入者であるか電話等で確認し国民健康保険加入者であることが判明した場合は、保険者間調整の利用を積極的に勧奨した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故等が原因による損害賠償金債権については、事務処理手順書に基づき、早期調定を行い債権化するとともに、損害保険会社等との早期折衝を図ることで、債権の着実な回収を図った。 <p>■ K P I : ①90.74% (R3.9末) 【前年度実績：95.89%】 ②49.91% (R3.9末) 【前年度実績：79.72%】</p> <p>(9) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認リスト等を10月中旬から11月中旬にかけて順次事業主あてに発送し、提出期限は12月20日となっている。 <p>■ K P I : ※12月14日現在 提出率 48.64% 【前年度実績：93.3%】</p> <p>(10) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報媒体(広報誌・メルマガ・HPなど)を活用し、マイナンバーカードの健康保険証利用促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図った。 ・ 各種研修会や資料送付時に広報媒体を配布、利用を促した。

分野	具体的施策等	上期結果
	<p>(11) 業務改革の推進</p> <p>○現金給付業務等の業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進し、最適な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。</p>	<p>(11) 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアル・手順書を勉強会で定期的に確認し、業務の標準化・効率化・簡素化を進めた。 ・下期は、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化を進めるため、本部の支援を受けながら業務の生産性向上を目指す。
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>※第3期アクションプランの目標と同一</p> <p>I 加入者の健康度の向上</p> <p>II 医療等の質や効率性の向上</p> <p>III 医療費等の適正化</p> <p>(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 (加入者40歳以上 実施対象者数：439,877人 実施見込者数：318,920人 実施率：72.5%)</p> <p>○被保険者（40歳以上）（実施対象者数：343,278人） 実施見込者数 281,920人 実施率82.1%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診実施率69.9%（実施見込者数：240,000人） ・事業者健診データ取得率12.2%（取得見込者数：41,920人） 	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>※第3期アクションプランの目標と同一</p> <p>I 加入者の健康度の向上</p> <p>II 医療等の質や効率性の向上</p> <p>III 医療費等の適正化</p> <p>(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉</p> <p>健診・保健指導カルテなどの各種データ等から第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の各目標に合わせたデータ分析を行い、健康課題の把握・解決に向けた事業を実施した。</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>新型コロナウイルス感染予防対策を優先し、地域の感染状況や受入れ状況を考慮して、現状把握に努めながら、以下の事業を進めた。</p> <p>被保険者の健診は、順調に事業実施ができ、昨年度実績に比べ、増加した。</p>

分野	具体的施策等	上期結果
2. 戦略的保険者機能関係	<p>○被扶養者（実施対象者数：96,599人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査実施率 38.3%（実施見込者数：37,000人） <p>【具体的事項】</p> <p>○被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診受診率の低い事業所を対象とした県央地域での協会主催の生活習慣病予防健診と健診当日の特定保健指導分割実施を行う。【新規】 ・生活習慣病予防健診予約状況照会サービスの参加健診機関の拡大を図るとともに利用拡大に繋がる周知広報を行う。 ・事業所カルテ等の可視化データを活用し、健診実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等へ幹部職員等の訪問による受診勧奨を行う。 ・新適事業所に対する業務委託による文書・電話での受診勧奨を行う。 ・大規模委託健診機関の受入れ態勢の拡大を働きかける。 ・健診委託機関の不足地域での受入れ態勢の拡大や新規委託契約に向けた営業活動を行う。 ・関係団体との連携などによる事業者健診データの取得促進に向けた積極的な働きかけを行う。 ・健診委託機関や民間業者を活用した電話による生活習慣病予防健診の受診勧奨並びに事業者健診結果データの取得を促進する。 	<p>被扶養者の健診では、受診機会確保のため、自治体との連携による事業調整を進めているが、事前予約制等による受入れ態勢の縮小や加入者自身が受診控えの傾向が続いているため、今年度上期目標を下回った。</p> <p>【具体的事項】</p> <p>○被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診業務委託契約 37 機関（1 機関増） ・事業者健診結果データ取得委託契約 29 機関 ・健診予約状況照会サイト参加 28 機関 <p><u>アクセス数 4,321 件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診委託機関への実地調査（7月～）5 機関 ・業務委託による新規適用事業所への文書電話勧奨（5月～） 勧奨数 609 社 <u>うち事業者健診結果データ提供同意書提出数 51 社</u> ・健診・保健指導カルテを活用した運輸支局訪問（8月） ・健診推進経費を活用した健診委託機関による受診勧奨（4月～） 8 機関 ・健診委託機関へのコロナ禍による健診実施状況把握のためのアンケート調査の実施（4月） ・健診委託機関への事業者健診データ取得新スキームの対応状況に関するアンケート調査の実施（7月）

分野	具体的施策等	上期結果
2. 戦略的保険 者機能関係	<p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル広告による受診勧奨広報を行う。併せて40歳代の被扶養者へのはがきでの特定健診制度の周知と受診勧奨を行う。【新規】 ・過去2年間健診未受診者へ新潟市在住の男性への特定健診受診勧奨を行う。【新規】 ・新規加入者への健診案内・受診券を送付する。 ・協定市（新潟市・見附市・三条市・上越市・柏崎市・魚沼市）との連携による特定健診とがん検診の同時を実施する。 ・協定市以外の未受診者の多い市における協会主催の集体会場での特定健診を実施する。 ・自治体主催の未受診者対象の集団健診を広報周知する。 <p>■KPI:</p> <p>①生活習慣病予防健診実施率を69.9%以上とする (2年度KPIは67.8%以上)</p> <p>②事業者健診データ取得率を12.2%以上とする (2年度KPIは10.9%以上)</p> <p>③被扶養者の特定健診実施率を38.3%以上とする (2年度KPIは41.5%以上)</p>	<p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者（任継含む）へ特定健診受診券を送付（5月～） 12,633人 ・市町村主催の集団健診日程等の案内送付（8月～） 10,700人 <p>■KPI:</p> <p>①生活習慣病予防健診実施率38.1%（上期） （実施者数130,851人） （上期目標達成率96.9%）【前年度実績：67.9%】</p> <p>②事業者健診データ取得率2.6%（上期） （取得者数8,925人） （上期目標達成率227.7%）【前年度実績：9.8%】</p> <p>③被扶養者の特定健診実施率13.2%（上期） （実施者数12,706人） （上期目標達成率64.2%）【前年度実績：27.0%】</p>

分野	具体的施策等	上期結果
2. 戦略的保険者機能関係	<p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上 (加入者 40 歳以上 特定保健指導対象者数 : 57,910 人 実施見込者数 14,190 人 実施率 24.5%)</p> <p>○被保険者 (特定保健指導対象者数 : 54,690 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 25.3% (実施見込者数 : 13,860 人) <p>○被扶養者 (特定保健指導対象者数 : 3,220 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 10.3% (実施見込者数 : 330 人) <p>■ K P I : 被保険者の特定保健指導の実施率を 25.3%以上とする 被扶養者の特定保健指導の実施率を 10.3%以上とする</p> <p>【具体的事項】</p> <p>○被保険者 <協会保健師等への対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健診・保健指導カルテ」等の活用し、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所を選定し、幹部職員等が訪 	<p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <p>■ K P I : 被保険者の特定保健指導の実施率 9.3% (上期) (実施者数 5,086 人) (上期目標達成率 73.4%) 【前年度実績 : 17.4%】</p> <p>[内訳] 協会保健師実施分 4.6% (実施者数 2,517 人) アウトソーシング分 4.7% (実施者数 2,569 人)</p> <p>被扶養者の特定保健指導の実施率 3.2% (上期) (実施者数 103 人) (上期目標達成率 51.5%) 【前年度実績 : 4.9%】</p> <p>新型コロナウイルス感染予防対策を優先し、支部内の勧奨方法・態勢見直しにより、協会保健師等の訪問による実施の拡大と中断率の低減を図るとともに、委託機関での健診当日の初回面接や分割実施の促進を働きかけに併せて、以下の事業を実施した</p> <p>委託機関では、コロナワクチン接種業務や健診業務優先により、アウトソーシング分実績は今年度上期目標を下回った。</p> <p>被扶養者自身が健診受診を自粛する傾向が継続しているため、特定保健指導実施にも影響がでており、今年度上期実績は昨年度と同程度であり、今年度上期目標を下回る実施状況であった。</p> <p>【具体的事項】</p> <p>○被保険者 <協会保健師等への対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員による大規模事業所訪問 4 社 並びに健康宣言事業

分野	具体的施策等	上期結果
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>問による保健指導の利用勧奨を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部内勧奨体制の整備や勧奨方法の改善により、訪問事業所数を増やす。 ・健康宣言事業所での特定保健指導を拡大する。 ・人材育成プログラムを活用した個別研修と支部内研修会での集合研修を併せて行い、協会保健師等の育成を実施する。 ・戦略会議の開催、協会保健師等と保健グループ長・支部保健師との個別面談による進捗確認を行う。 <p><外部委託への対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診機関や民間業者を活用した委託を促進する。 ・委託機関での健診当日の初回面接を実施促進、並びに分割実施の拡大を働きかける。 ・委託機関の実施計画・実施状況の把握と委託機関との話し合いを行い、進捗管理の徹底を図る。 ・健診機関や民間業者によるICTを活用した特定保健指導を実施する。 ・特定保健指導支援者への血液検査等検査を実施する。 <p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会主催の集団会場での特定健診当日に特定保健指導分割実施をする。【新規】 ・協定市との個別契約による健診結果説明会での特定保健指導を実施する。 ・新潟市との特定健診実施の委託機関による健診結果手渡し方式での特定保健指導を実施する。 	<p>所への文書・電話での利用勧奨（6月～） 57社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部内の実施勧奨方法・態勢等の見直し（7月～） ・ICTを活用した特定保健指導の実施（9月～）18人 ・本部作成の人材育成プログラムに基づく保健師の育成の実施（6月～） ・契約保健師・管理栄養士への目標達成に向けた個別面談（9月～） <p><外部委託への対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導業務委託契約（4月～）21機関 <p>また、民間業者1社と委託契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間業者との月次打合せによる進捗管理の徹底と解決策の検討（4月～） ・血液検査等検査委託契約（4月～）15機関394人実施 ・特定保健指導委託機関への実地調査（6月～）3機関 ・ICTを活用した特定保健指導の実施（4月～） ・協会保健師等と委託機関との情報交換会の開催（9月） <p>○被扶養者</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託による健診当日の初回面接の実施促進（4月～） ・特定保健指導利用券の配付（5月～）

分野	具体的施策等	上期結果
2. 戦略的保険 者機能関係	<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>■ K P I : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする</p> <p>○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,900 人</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連続該当者の在勤事業所へ訪問し、インセンティブ制度を切り口として、受診勧奨への取組み依頼を行う。【新規】 ・ 病院を併設する健診委託機関にて、健診結果通知時等における医療機関受診勧奨を強化する。【新規】 ・ 委託による電話での受診勧奨を新潟支部適用の一次・二次勧奨対象者（新潟支部適用のみに変更）へ実施する。併せて事業主への受診勧奨協力依頼文書を送付し、その後に委託による電話での依頼を行う。 (前年度未受診者在勤事業所 約 4,300 社) ・ 契約保健師による事業所訪問時に未受診者へ受診勧奨、並びに事業主・担当者へ受診勧奨協力依頼を行う。 ・ 関係団体との連携による積極的な受診勧奨を行う。 ・ 協定締結に基づく上越市・魚沼市・見附市在住の協会加入者への人工透析予防サポートを実施する。なお、人工透析予防サポート未申込者へは契約保健師による電話での受診勧奨を行う。 	<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>■ K P I : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合 12.7% (R3 年度第一四半期) 【前年度実績 : 10.8%】</p> <p>委託内容の見直しや委託機関との定例打合せによる事業の進捗管理の徹底を図るとともに、事業所への事業説明や協力依頼に力を入れた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員による大規模事業所訪問での協力依頼 (6 月～) 4 社 ・ 民間業者への未治療者、並びに事業主に対する文書・電話での受診勧奨業務委託 (4 月～) ・ 民間業者との定期的な打合せによる進捗管理の徹底と解決策の検討 (4 月～) ・ 協会保健師による事業所訪問時の未受診者へ受診勧奨、並びに事業主・担当者へ受診勧奨協力依頼 (4 月～) ・ 健診機関における要治療者への受診勧奨状況に関するアンケート調査の実施 (6 月) ・ 協定締結に基づく上越市・魚沼市・見附市在住の協会加入者への協定市保健師等による人工透析予防サポートの実施 (4 月～) 案内数 150 人 申込数 6 人 ・ 南魚沼地域との連携による CKD 専門医への受診勧奨 (5 月～) 案内数 6 人 申込数 4 人

分野	具体的施策等	上期結果
2. 戦略的保険 者機能関係	<p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南魚沼地域との連携による CKD 専門医への受診勧奨を行う。 なお、CKD 専門医未受診者へは契約保健師による電話での受診勧奨を行う。 <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <p>○健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。</p> <p>○健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。</p> <p>○保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データヘルス計画促進のため、「にいがた健康経営宣言」事業所拡大に向けた事業所訪問・電話勧奨を実施する。 ・「にいがた健康経営宣言」事業所に「事業所カルテ」を提供し、健康度や課題点を確認してもらう。 ・健康経営普及に向け、経済団体、新潟県、新潟市、保険会社等と連携した事業を実施する。 	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <p>「にいがた健康経営宣言」 宣言事業所 588 件（内、塩沢モデル 80 件）令和 3 年 9 月まで</p> <p>【けんこう職場おすすめプラン】</p> <p>導入コース：292 件 顕彰チャレンジコース：168 件 高血圧予防・改善コース：20 件 独自：108 件 塩沢：80 件</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による電話勧奨 5,000 件し、45 社獲得 (R3. 9~10) ・宣言事業所への継続案内送付 450 件 (R3. 6) ・「健康職場チャート」「事業所カルテ」の提供事業所 450 件 (R3. 6) ・健康経営普及に向け各団体と連携し事業を実施 ▶新潟県主催「にいがた健康経営普及啓発セミナー」開催

分野	具体的施策等	上期結果
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体、関係団体と協力連携し、事業所でのメンタルヘルス対策窓口設置と広報による案内周知を行う。【新規】 (目標)「健康経営優良法人 2022」認定 大規模法人部門 5 件、中小規模法人部門 150 件 <p>■ K P I : 健康宣言事業所数を 500 事業所以上とする</p> <p>v) 各種保健事業の展開</p> <p>加入者の疾病予防や健康増進を図るため、地域の実情に応じて、創意工夫した取組みを進める。</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診委託機関と協働した要治療者への受診勧奨を強化する 【新規】 ・事業所における歯科衛生士による歯の健康講話とブラッシング 	<p>(R3.4 開催 152 人参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶新潟市「健康経営セミナー」開催 (R3.7 開催 53 人参加) ▶BSN「にいがた健康企業応援キャンペーン」開催 (R3.7 開催 50 人参加) <ul style="list-style-type: none"> ・宣言事業所へ「健康経営優良法人 2022」の案内を送付 (R3.9) (516 件) ・新潟県、新潟産業保健総合支援センターへ訪問し、事業所でのメンタルヘルス対策等について協議やメンタルヘルス対策促進員及び助成金、相談チラシ等を講習会や事業所への郵送の際に合わせて同封するなど事業所への周知を行った。 <p>【チラシを配布した講習会等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶社会保険事務講習会 (R3.7 県内 7 か所で開催) ▶佐渡市事業所 (R3.8) ▶健保委員研修会 (R3.9) ▶法人会 (R3.9) <p>■ K P I : 健康宣言事業所数 : 588 事業所 (目標達成)</p> <p>【前年度実績 : 399 事業所】</p> <p>v) 各種保健事業の展開</p> <p>感染予防対策を優先とし、協定市とのイベント等の連携事業は中止。歯科事業においては新たな手法での実施とした</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診委託機関と協働した要治療者への受診勧奨契約 6 機関 ・歯科衛生士による歯の健康講話とブラッシング指導の委託

分野	具体的施策等	上期結果
2. 戦略的保険者機能関係	<p>ング指導と併せて、歯科健診の普及に関する周知広報を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結に基づく自治体等と連携事業を実施する <p>(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>○健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。</p> <p>【具体的事項】</p> <p>〈広報〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部で作成したパンフレット（「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」「④健康づくり」を主な広報テーマとし、主に事業主をターゲットとした全支部共通のパンフレット）と動画等を活用した広報を行う。 ・加入者や事業主が必要としている情報を伝えるため、健康保険委員アンケートの回答を基にした広報活動を実施する。 ・理解度調査の結果等をもとに、新聞・ラジオ・デジタルメディア等を活用した重点広報を実施する。 ・年間を通じた広報誌を発行する。 ◆けんぽ通信 ◆社会保険にいがた（一般財団法人新潟県社会保険協会発行） ・広報誌において、協定締結をしている、歯科医師会、薬剤師会へ記事提供を依頼し、内容の充実を図る。 ・ホームページ、メールマガジンの登録数の拡大と内容の充 	<p>事業の実施（ICT または訪問）</p> <p><u>申込数 2 社</u> <u>実施 1 社</u></p> <p>(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>○健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施した。</p> <p>【具体的事項】</p> <p>〈広報〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部作成のパンフレットは R4.3 支部に納品予定のため、それまでは従来の冊子等を活用し、広報を実施。 ・令和 2 年度に実施した健康保険委員アンケートの回答を基に支部広報重点事業に合わせ年間広報計画を策定し、広報活動を実施。（健康経営や健康情報、制度説明について希望する声が多かったため、重点的に広報を実施。） ・より効果的に支部重点事業を広報するため、企画競争入札を実施。（5 社）（10 月広報開始） <p>【内容】 ①上手な医療のかかり方 ②インセンティブ制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けんぽ通信を毎月発行（6 回） ・社会保険にいがた（一般財団法人新潟県社会保険協会発行）に毎月記事提供（6 回） ・加入者に必要な情報（新型コロナウイルス関連、災害対応など）についてホームページにタイムリーな記事提供を実施。 ・健康保険委員委嘱申し込みと同時にメールマガジンの登録

分野	具体的施策等	上期結果
2. 戦略的保険者機能関係	<p>実を図る。 (加入者の視点に立ったわかりやすく工夫した誌面作り)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体と連携し、各種行事やイベントの場を活用したブース出展、健康相談、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチを進めるための啓発活動を実施する。 <p>〈健康保険委員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 新適事業所における委嘱を迅速に勧奨する。また、業種別・規模別に効果的・効率的な委嘱勧奨を行う。 健康保険委員向けインセンティブを拡大する。 <p>(けんぽ通信 Premium の定期発行・協会けんぽのしおりの発行・動画等作成)</p> <p>■ K P I : 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 54.0%以上とする</p>	<p>勧奨を実施し、登録数の増加を図った。</p> <p>【配信数：4,833件(R3.3)、5,463件(R3.9)】630件増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体と連携した各種イベントは新型コロナウイルスの影響をふまえ中止。(柏崎元気館祭、見附市健幸フェスタ、佐渡ウォーク) <p>〈健康保険委員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規適用事業所へ委嘱勧奨する。(5回)(609件) 業種別・規模別に分類し未委嘱事業所に健康保険委員委嘱勧奨文書を発送する。(8月3,042事業所、10月2,369事業所に発送)(429件獲得) 健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員研修会をWEBにて開催する。(189名参加) 7月に健康保険委員専用広報誌(けんぽ通信 premium)の定期発行。(年度内3回発行予定) 協会けんぽのしおりの送付(R3.4に6,049名に送付) <p>■ K P I : 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数割合 52.84% 委嘱数 6,435人(R3.9時点) 【前年度実績 50.36%】(前年より被保険者カバー率 2.48%増加)</p>

分野	具体的施策等	上期結果
2. 戦略的保険者機能関係	<p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>【具体的事項】</p> <p>＜課題分析＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 ・「新潟県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」において分析結果を踏まえ、使用促進に向けて意見発信する。 <p>＜医療機関・薬局へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。 	<p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>【具体的事項】</p> <p>○令和2年12月以降、ジェネリック医薬品の信頼を揺るがす問題が立て続けに発生。業会での安全性に対する取り組みを確認しつつ、使用促進の取り組みを進めていくこととなった。</p> <p>協会けんぽ本部から日本ジェネリック製薬協会に対し要望を提出。その後、日本ジェネリック製薬協会主催(WEB)による「信頼回復に向けた説明会」開催(4/28、11/22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県薬務課に訪問し、ジェネリック使用状況、情報提供ツール(年齢や医薬品の種類等をグラフ等で見ることのできる文書)、医薬品リスト、軽減額通知等について説明し、情報交換を行った。(R3.6) ・厚生連関係のデータを反映した情報提供ツールを作成し、厚生連本部へ訪問。情報提供するとともに、各厚生連病院へ情報提供ツールを送付。(R3.8) <p>＜医療機関・薬局へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤薬局にジェネリック医薬品の情報提供ツールや医薬品実績リストを送付。薬剤師会と連携し、薬剤師会会長と支部長の連名での文書を送付。(R3.9に1,074件発送) ・医療機関にジェネリック医薬品の情報提供ツールを送付。(前年度訪問した13病院へR3.4に発送、厚生連の9病院へR3.9に発送)

分野	具体的施策等	上期結果
2. 戦略的保険者機能関係	<p>＜加入者へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品を正しく理解してもらうためジェネリック医薬品軽減額通知や希望シール・冊子を配布する。 ・県や薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。 ・加入者が安心して使用できるような記事を広報誌・ホームページ・メルマガに掲載する。 <p>■ K P I : ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度以上とする。(参考 : R3.3 時点 82.1%)</p> <p>(4) インセンティブ制度の実施及び検証〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部の重点広報の位置づけとして新聞・ラジオ・デジタルメディア等による広報を実施する。 ・事業所訪問によりインセンティブ制度の重要性を伝える。 ・広報誌・ホームページ・メールマガジンを活用した広報を実施する。 <p>(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。 	<p>＜加入者へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック軽減額通知 (R3.8) は発送中止。 ※ジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案を受けて業会団体加盟会社の自主点検が12月を目途に終了する予定であること等を考慮。 ・加入者、事業所への発送物に、ジェネリック使用希望シールや冊子を同封。メールマガジン等でジェネリックに関する広報を展開した。 <p>■ K P I : 82.4% (R3.5 診療分の数量ベース、全国 80.6%)</p> <p>【前年度実績 : 82.1%】</p> <p>(4) インセンティブ制度の実施及び検証〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に引き続き、R3.10から外部委託先と連携した重点広報事業を実施するため準備を行い、インセンティブ制度周知を1つのテーマとして新聞、テレビ、ラジオ、SNS等を活用し、広報を展開する (R3.10～) <p>(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議への参加率 100% 6/15 上越地域医療構想調整会議 出席 6/28 魚沼地域医療構想調整会議 出席

分野	具体的施策等	上期結果
2. 戦略的保険者機能関係	<p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診結果データから二次医療圏別、市町村別に分析し、HP掲載や意見発信を行う。 上手な医療のかかり方について、広報誌・ホームページ・メルマガ等で記事を掲載、各種研修会でのチラシの配布、動画等の作成を行う。【新規】 <p>■ K P I : 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する</p>	<p>6/29 下越地域医療構想調整会議 出席</p> <p>7/15 佐渡地域医療構想調整会議 出席</p> <p>9/3 上越地域医療構想調整会議 (書面開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議事務局(県)から地域医療構想調整会議へ提出の資料に掲載されたデータなどを活用し、医療機能の分化や連携に向けた意見発信を検討。 健診結果データから二次医療圏別、市町村別に分析を行った。 上手な医療のかかり方について、広報誌・メルマガ等で周知。また、新聞・ラジオ・デジタルメディア等を活用し重点広報を実施する。(R3.10~) <p>■ K P I : 県地域医療政策課へ訪問し、二次医療圏別「疾病別流入流出状況」分析資料を説明。地域医療構想調整会議の場での参考資料として情報提供を行った。(R3.7)</p>

分野	具体的施策等	上期結果
<p>3. 組織・運営 体制関係</p>	<p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期システム構想等の実現による業務の効率化等の状況を踏まえた、標準人員の見直しについて検討する。 <p>※山崩し方式の確実な定着に向け、日々の進捗管理と業務処理マニュアルに沿った事務処理の正確迅速な業務処理体制の構築を図る。</p> <p>② 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性 など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 <p>③ OJTを中心とした人材育成 (On The Job Training)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 	<p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置・山崩し方式の定着に向け、日々の進捗管理と業務処理マニュアルに沿った事務処理の正確迅速な業務処理に努めた。</p> <p>② 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度により目標の設定・管理を行い、人事評価制度の「透明性」「公平性」「納得性」を高めるため、管理者（評価者）と職員との十分なコミュニケーションを図っている。各期の目標設定時には組織目標の理解を深めた上での個人目標設定とし、「コンプライアンス遵守」「事務処理誤り発生ゼロ」等の項目を盛り込んだものとしている。また、KPI 数値目標の設定を徹底している。 毎日、グループ毎の朝礼にて、「全国健康保険協会行動規範」の唱和を行い、参画意識を高め、意識改革を図っている。 <p>③ OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々OJTを意識した業務を行うため、本部主催の階層別・担当者別研修に参加を実施した。支部内研修を実施し

分野	具体的施策等	上期結果
3. 組織・運営 体制関係	<p>※自ら育つ職員の育成に向けて本部研修及び支部必須研修の実施だけでなく、支部の課題に応じた研修を実施する。</p> <p>④本部・支部間の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討状況を踏まえた対策を進める。 <p>⑤支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。 <p>※各部門における評価項目の進捗状況管理や定期的に他支部との比較を行いながら業績向上を図る。</p> <p>Ⅱ) 内部統制に関する取組</p> <p>①内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。 <p>②リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全 	<p>情報の共有化や職員のスキルアップを図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月 ハラスメント研修 <p>⑤支部業績評価の本格実施に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部独自の業績評価確認シートを作成し、定例会（幹部会議）、企画・保健合同進捗会議、債権会議、内容点検進捗会議、給付適正化PJ会議、業務グループ進捗会議により進捗確認を実施し、情報の共有を図り業績向上に務めている。 <p>Ⅱ) 内部統制に関する取組</p> <p>①内部統制基本方針により、支部ではコンプライアンスの推進(コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンスの遵守、通報制度など)を図り、職員への研修、強化月間などを通じて、遵守すべきルールの強化を図った。</p> <p>②リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害対策

分野	具体的施策等	上期結果
<p>3. 組織・運営 体制関係</p>	<p>に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。</p> <p>③コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認システム災害訓練実施 ・新型コロナウイルス感染症対策 ・職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応フローの作成更新（4～9 随時） ・全体朝礼、定例会（幹部会議）、各グループ朝礼、支部掲示板などにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止のための遵守事項の周知徹底（4～9 月随時） ※本部事務連絡・新潟県知事メッセージ等を周知 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月13日 個人情報保護委員会開催 ・令和3年6月 個人情報保護強化月間実施 ※個人情報保護チェックシート自己点検 情報セキュリティ強化月間実施 ※情報セキュリティチェックシート自己点検 ・令和3年6月8日 個人情報保護委員会開催 <p>③ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月13日 コンプライアンス委員会開催 ・令和3年6月 個人情報保護、情報セキュリティ強化月間 ※個人情報保護、情報セキュリティ研修実施 ・コンプライアンス通信（本部作成）の周知徹底。（4回）

分野	具体的施策等	上期結果
<p>3. 組織・運営 体制関係</p>	<p>Ⅲ) その他の取組</p> <p>費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対する聴き取り調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ K P I : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について 20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする。</p>	<p>Ⅲ) その他の取組</p> <p>費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加可能な事業者に対して、電話による声掛けやHP掲載など広く参加業者への周知を図った。 ・ 広告期間は、10日以上。履行期間は、請負業者が十分履行な期間を聴取し設定。 ・ 一者応札案件について、委託業者が加入している上部団体などへ訪問し、会員業者への周知等を依頼。 <p>■ K P I : 0% (9月末時点 0/6) 【前年度実績 : 10.0%】</p>